

フロン排出抑制法により、点検と報告が義務づけられました。

又、取扱いについても許可なくできなくなりました。

フロン回収と破壊に関する取組

・フロン回収、充填業者登録番号（2015.6現在）

No.	県名	登録番号	No.	県名	登録番号
1	大阪	第 802 号	10	高知	高知A第0031号
2	兵庫	第 281000223 号	11	徳島	第 36199140044 号
3	京都	第 2610420 号	12	鳥取	第 15KK10001 号
4	滋賀	第 25A02040341 号	13	島根	第 3210270352 号
5	奈良	第 290210303 号	14	岡山	第 331010225 号
6	和歌山	第 3001410170 号	15	広島	第 3419991116 号
7	三重	第 1000497 号	16	山口	第 1-670 号
8	愛媛	第 1-0554 号	17	石川	第 17A50410 号
9	香川	第 371150177 号	18	福井	申請中

・ 第一種冷媒フロン類取扱技術者 5名 在籍

・ 回収フロンガスの種類

- ・CFC R-11, 12, 113, 502
- ・HCFC R-22、
- ・HFC R-404A, 407C, 410A

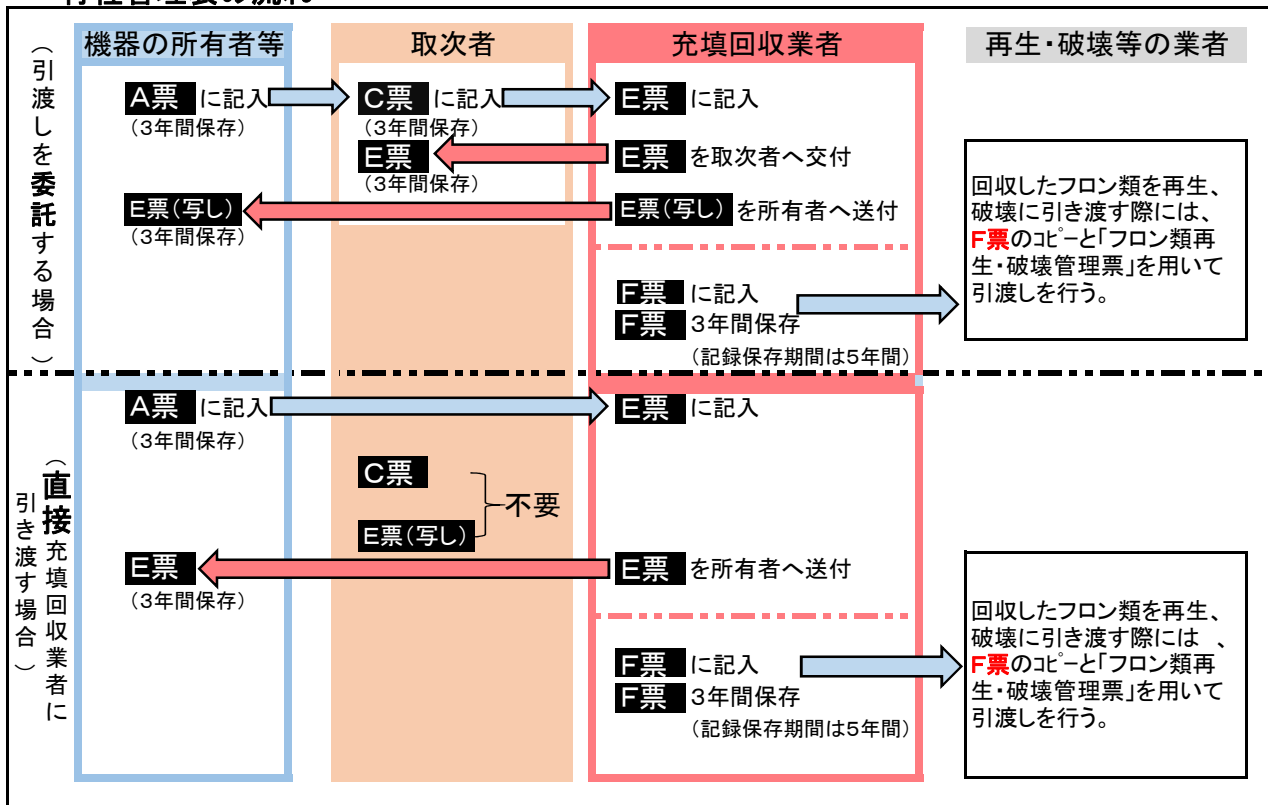
・ 冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化

- ① すべての危機を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施(3ヶ月に1回以上)
 - 専門業者がアドバイスをする。
- ② 下記の機器については、定期点検の義務化(専門家に依頼)

機種	圧縮機電動機定格出力	定期点検頻度
エアコンディショナー	7.5kw以上50kw未満	3年に1回以上
	50kw以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kw以上	1年に1回以上

※一定規模以上の機器の定期点検は、「十分な知見を有する者」(専門知識を持った者)いわゆる「冷媒フロン類取扱技術者」等が実施する。

・ 行程管理表の流れ



※詳しくは係りまでおたずね下さい